

政策法務ニュースレター

・ 現場の課題を解決するルールを創造するために

2007.8.31 VOI.4-2

本号の内容

政策法務研修が始まります！
「千葉県硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例」の制定について
自治体にも大きな影響を与える法改正～行政不服審査法・行政手続法が改正されそうです～
重要判例～支払督促は、督促異議の申立てによって議会議決が必要になります！

千葉県 総務部 政策法務課
政策法務室 中庁舎 6F
電話 043-223-2157
FAX 043-201-2612
Eメール houmu35@mz.pref.chiba.lg.jp

政策法務研修が始まります！

パワーアップ研修「政策法務(解釈・運用)・(チャート化で学ぶ立法)」をご存知ですか？

「政策法務」というと、なんだか難しそうだし、自分にはあまり関係なさそう、なんて思う方も多いかもしれません。でも実は、そんな方にこそ、この研修を受講してもらいたいのです。

政策法務研修では、これからの自治体職員にとって必須となっている「政策法務」について、講義のほかワークショップ形式の演習等を通じて、基礎から楽しく学ぶことができます。

これからのおすすめは、以下の二つのコースです。皆様の受講をお待ちしています。

政策法務(解釈・運用)・・・2日間コース

期間：平成19年10月22日(月)、29日(月)

主な内容： 政策法務に関する講義

・・・政策法務担当職員による講義です。法令の自主解釈・運用の基本的考え方等について、基礎から説明します。

： 自主解釈演習

・・・ワークショップ形式で、グループでわいわい議論しながら行います。具体的な事例をもとに、課題解決のための法令解釈を体験します。

法令の構造を理解し、法令を使いこなす

政策法務(チャート化で学ぶ立法)・・・3日間コース

期間：平成20年1月22日(火)、29日(火)、2月5日(火)

主な内容： 政策法務に関する講義

・・・千葉大学法科大学院の鈴木教授による講義があります。また、自主立法の基本的考え方や、さまざまな行政手法のパターン等について政策法務担当職員から講義を行います。

： 条例の立案設計(チャート化)演習

・・・行政上の具体的な課題を解決するために、どのような行政手法を使うべきかを考え、条例の構造図を設計します。ワークショップ形式で、グループで色々なアイデアを出しながら進めます。

行政上の課題を立法により解決する

ホームページでバックナンバーを見ることができます

http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/a_bunsho/seihou/letter/

「千葉県硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例」の制定について

資源循環推進課ホームページ内

http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/e_ichihai/r-pitch/ryuupitchtop.html



現場確認作業

【硫酸ピッチとは】

硫酸ピッチは、主に軽油引取税を脱税するため不正に軽油を製造する際に副次的に生成される、強酸性を有する黒褐色のタール状の物質です。

酸性の強い物質であることから腐食性が高く、保管されているドラム缶などから漏れ出し、土壌など周辺環境を汚染する可能性があります。また、雨水など空気中の水分と触れることにより亜硫酸ガスが発生し、人体へ悪影響を及ぼす恐れもあります。

【条例制定の背景】

硫酸ピッチは、不正行為に伴って生じ、その処理に多額の費用がかかることから、不法投棄につながっているのが現状であり、県内には、平成18年度末までに全国の不法投棄本数の約3割を占める硫酸ピッチが不法投棄されてきました（全国ワースト1位）。

不法投棄された硫酸ピッチは、行為者への撤去指導や県の行政代執行により、既に9割近くが処理されています。

しかし、硫酸ピッチの不法投棄による環境への影響を未然に防止していくためには、不正な行為による硫酸ピッチの生成そのものを禁止することが必要なことから、このたび「千葉県硫酸ピッチの生成を禁止する条例」を制定し、平成19年9月1日から施行することとしました。

【硫酸ピッチ条例の概要】

【目的】

硫酸ピッチの生成を禁止することにより、本県の良好な生活環境や自然環境を保全する。

【手段】生成禁止

不正の利益を図る目的で、硫酸ピッチを生成することを禁止する。

【定義】硫酸ピッチ

硫酸と炭化水素油との混合物（固形状又は液状のもの）で、著しい腐食性を有する規則で定める水素イオン濃度指数（pH2.0）以下のもの

【担保】

中止命令：条例の規定に違反して、不正な利益を図る目的で硫酸ピッチを生成させる者に対し、生成の中止を命じる。

報告徴収：硫酸ピッチや硫酸ピッチの疑いのある物を生成し、又は生成させた者に対し、必要な報告を求める。

立入検査：硫酸ピッチや硫酸ピッチの疑いのある物を生成し、又は生成させた者の事務所等に立ち入り検査をすることが出来る。

罰則：硫酸ピッチの生成中止命令違反 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
報告徴収違反、立入検査拒否 30万以下の罰金

コラム ～政策法務の紹介～

法律雑誌「ジュリスト」をご存知でしょうか。有斐閣が月に2回発行している法律専門誌です。その「ジュリスト」に、初めて政策法務に関する特集「自治体政策法務の展開」が掲載されました（2007年7月15日号～1338号～）。

「政策法務の意義と到達点」という座談会を含め、全部で10本の記事となっています。千葉県の政策法務研修も登場しています。ちょっと高い（2,000円）ので買う前に見たいという方は、是非、政策法務担当に声をかけてください。

自治体にも大きな影響を与える法改正

～ 行政不服審査法・行政手続法が改正されそうです ～

行政不服審査制度（*1）の抜本的な改正に関する最終報告書（*2）が、7月に総務省の検討会から出ました。行政不服審査法（行審法）と行政手続法（行手法）の改正が行われそうです。各課の事務に大きな影響を与えそうな項目を中心に紹介します。

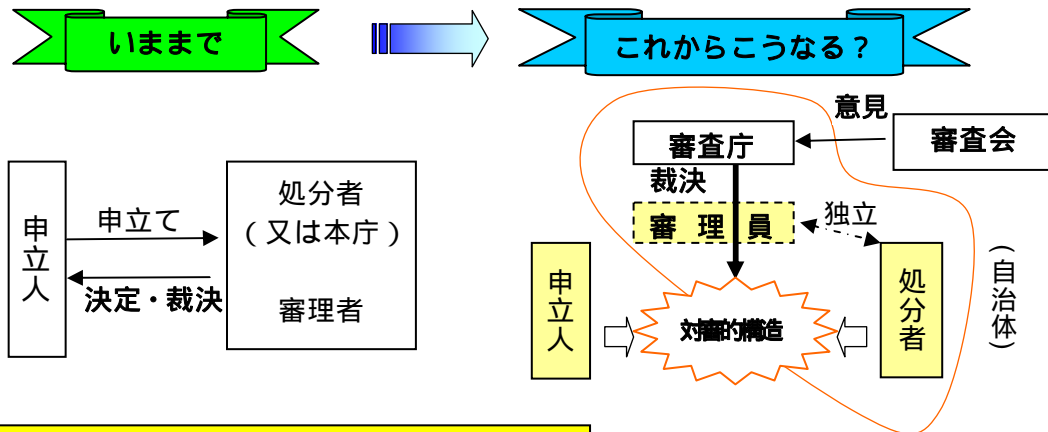
（*1）許認可などの処分不服のある者が、行政機関に不服申立てができる制度

（*2）<http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/gyouseifufuku/index.html>（総務省 HP）

【注目点1】 対審的な構造による審理制度へ（行審法改正）

原則として、処分を行った決裁ラインから独立した人が審理員となります、処分を行った者と不服申立者が主張しあって、それを審理員が審理します（対審的な構造）。不服申立者から申出があると、第三者機関である審査会（自治体は条例で設置）の意見を聞きます。

つまり、処分をした関係者以外の人に関わってくることになります。



【注目点2】 処分の申出制度の創設（行手法改正）

国民が、処分を求める申出（例：県は に対して撤去命令を出せ）をして、職権発動を促します。

必要なら措置をとり、その旨申立者に通知します。

【注目点3】 その他（行審法・行手法改正）

不服申立てができる期間が、3箇月へ延長
行政指導に対する是正の申出制度の創設 など

【注目点4】 応用問題：国の裁定的関与は廃止？

自治体がした処分について、国等への不服申立て等ができる制度（国が裁決を出すので結果として国が自治体の処分に関与する＝裁定的関与）は、廃止の方向で検討だそうです。

法定受託事務でも自治体で裁決できる？

自主解释权の確立に大きな前進？

となるかもしれませんね。

～コラム～

「条例による法令の上書き権」
地方分権改革推進委員会が、「条例による法令の上書き権を含めた条例制定権の拡大」という考え方を5月に示しました。

今後は、例えば 各法令に「条例で、基準にかえて～基準を定めることができる（水質汚濁防止法3条3項参照）あるいは 地方自治法に「法令について条例でこれと異なる規定を置いた場合は条例が優先する」といった規定が置かれることになるのでしょうか？

今後の議論に注目です。

重要判例 * . . *

支払督促は、督促異議の申立てによって議会議決が必要になります！

<最高裁第一小法廷昭和 59 年 5 月 31 日>

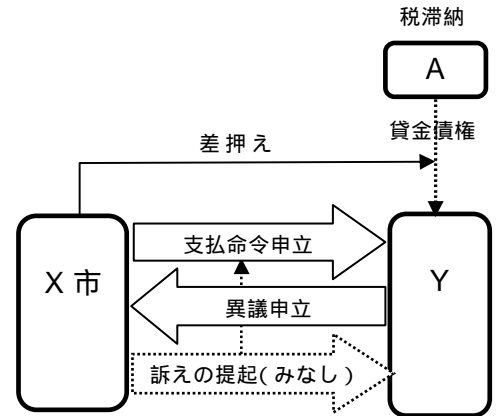
事件の概要

民訴法は現行条文に置き換えてあります。

X 市は、A の滞納市民税等を徴収するため、A の Y に対する貸金債権を差押え、Y に対して支払命令（現支払督促）を申し立てました。

Y は、これに対して督促異議の申立てを行いました（民訴法 395 条により、訴えの提起があったものとみなされる。）

X 市は、行政実例と同様「民訴法 395 条でみなされる訴えの提起は地方自治法に定める訴えの提起ではない（議決事項ではない）」と主張しました。



* 基礎知識 1

金銭等の債権について、簡易迅速な方法で簡易裁判所からの請求を行える支払督促は、民訴法で手続きが定められている（382～396 条）。支払督促に対し債務者が督促異議の申立てを行ったとき、支払督促申立て時に遡って訴えの提起があったとみなされる（395 条）。

* 基礎知識 2

地方公共団体が行う「訴えの提起」や「和解」は議会の議決事項（地方自治法 96 条 十二）。

判決のポイント

支払命令の申立てには議会の議決を要しないが、支払命令に対し適法な督促異議の申立てがあり、民訴法によって支払督促申立て時に訴えの提起があったものとみなされる場合においても、地方自治法により、訴えの提起に必要とされる議会の議決を経なければならない。

X 市は、訴えの提起に必要な議会の議決を経していないことを理由に敗訴しました。

国は、この判決を受けて民訴法 395 条でみなされる訴えの提起について、議会議決が必要であると行政実例を変更しました。

実務での注意点

自治体が保有する債権の回収は、強制徴収できる公債権以外は、私人の債権と同様に民事訴訟による強制執行によることになります。

支払督促は簡易迅速に強制執行を可能にする一手段です（最近では自治体が給食費や保育料について支払督促を行うなど、利用が広がっています）。

しかし、債務者からの督促異議の申立ても簡単にできるため、それが「分納したい」という「異議」でも訴訟に移行することから、「訴えの提起」のための議会議決が必要になりますし、たとえ「分納」で和解する場合でも別途議会の議決が必要です。

支払督促は、法律的手続きを確認の上、議会対応も含め事前によく事務を検討して活用していく必要があります。

判決原文は、裁判所のホームページをご覧ください。

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/C9EFCE3F5000711649256A8500311F6C.pdf>